

令和2年第8回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和2年9月10日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 4号 令和2年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 報告第 5号 専決処分の報告について
「損害賠償の額の決定について」
- 第 5 報告第 6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 6 議案第54号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第55号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第56号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第57号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第58号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第11 議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第12 議案第60号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第13 議案第61号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）
- 第14 議案第62号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第63号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第64号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 同意第 4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第18 認定第 1号 令和元年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 2号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 3号 令和元年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 4号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 5号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 6号 令和元年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

第24 認定第 7号 令和元年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について

第25 認定第 8号 令和元年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

第26 発議第 8号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
兼 出 納 室 長	
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
兼 電 算 共 同 化	
推 進 室 長	
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
健 康 支 援 課	
地 域 包 括 支 援	奥 山 洋 美 君
セ ン タ ー 室 長	
建 設 課 長	金 子 伸 二 君

建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
焼尻支所長	金丸貴典君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	菅豪志君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 平山 美知子 君 4番 阿部 和也 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第4号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第4号 令和2年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和2年度定期監査報告（第1次）につきまして、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（第1次）を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、平山監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に7月21日、22日、2日間の日程で天売、焼尻両支所及び各学校の5機関を平山監査委員とともに実施をいたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施したところであります。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について、各機関ともそれぞれ適正

な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。天売支所、焼尻支所における1、公金取扱い状況について申し上げます。同支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、天売支所は北るもい漁業協同組合普通預金、焼尻支所はゆうちょ銀行通常貯金の出納員名義口座より、羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。

(1)、天売支所、出納員扱いの差引き保管額は、7月21日現在、10万6,730円となっております。保管状況の内訳は、表の下段に記載のとおりであります。

(2)、焼尻支所、出納員扱いの差引き保管額は、7月20日現在、1万6,070円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。

3ページを御覧願います。2、福祉ハイヤー料金助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障がい程度の等級が1級、2級の上肢を除く肢体不自由者の方には年間24枚、それ以外の方には12枚、また満80歳以上となる方にも12枚のハイヤー乗車券を交付するものであります。乗車券1枚につき初乗り運賃相当額を助成するもので、両支所の交付状況は合計で昨年より1名減の35名となっております。内容は、御覧のとおりでございます。

3、天売、焼尻研修センターの利用者数、令和元年度の実績についてであります。両島研修センターの計は、利用件数144件、利用延べ人員4,633人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などであります。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境上等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施しているものであります。令和元年度の区分ごとの実績は、表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所においては、令和元年度につきましても受託業者がないことから直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況で住民の移動状況を表しております。6月30日現在における天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、天売地区での移動はなく、焼尻地区では世帯数で1世帯、人口で4人減少しております。

次に、4ページをお開き願います。小中学校、高等学校の7月1日現在における学級編制と児童・生徒数等の状況を表したものでございますが、区分ごとの内容につきましては御覧をいただきまして、説明は省略させていただきます。なお、焼尻中学校につきましては、平成30年度より休校となっております。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 令和2年度定期監査報告（第1次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第5号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第5号 専決処分の報告について「損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました報告第5号 専決処分の報告につきまして、その内容をご説明いたします。

報告第5号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月9日提出、羽幌町長。

理由についてでございますが、議会において指定されている和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告するものであります。

次のページをお開きください。専決処分書となっております。

処分事項につきましては、損害賠償の額の決定についてでございます。

内容につきましては、記載のとおり支払い遅延に係る賠償金として金1,323円を支払うものとなっております。今後このようなことが起きないように、管理及び指導の徹底に努めてまいります。

以上をもちまして報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第5号について質疑を行います。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、質問させていただきますが、この件につきましては昨日早朝から町長も見えられて説明を受けたところでありますけれども、結局町としての担当された部署のほうには、戒告処分や口頭注意といった処分を科されたということでありました。この専決処分の案件には入りませんが、同じような内容でこれらも含めて5件の報告がなされましたけれども、その内容を見ますと、担当者本人への処分とい

うことでとどまっておりますが、昨年からも何度かこのような事態が起きております。その都度、もう二度と起きないような対策を取るとおっしゃっていたと思いますが、また繰り返しているということについて、町長自ら、あるいは町長、副町長としての責任や対処、処分などどのようにお考えになっておられるのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいまの金木議員からのご質問にお答えいたします。

このたび事務の支払い遅延と不適切な事務処理により、事業者や町民の皆様は大変ご迷惑をおかけしましたことにつきましては深く反省し、心からおわびを申し上げる次第でございます。

私といたしましては、事務処理において同じ誤りを繰り返すことのないよう、引き続き直接事務を管理する立場の管理職を含めた職員への指導や職員間におけるチェック機能の徹底、また職場内での話しやすい環境づくりなどを行っていくとともに、改めて私自身も気を引き締めて今後の行政運営に当たっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 私からは、専決処分の中身というか、専決処分自体について、前も同じように質問したのですが、専決処分が妥当であったかということでお伺いします。

なぜ専決処分を行ったか、まずその理由を教えてください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

損害賠償案件につきましては、議案に記載のとおり地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決によりあらかじめ指定された町長の専決処分事項でございます。この第180条第1項につきましては、議会の委任による専決処分ということでございまして、地方自治体の議会の権限に属する簡易な事項でその議決により特に指定したものにつきましては地方公共団体の長においてこれを専決処分することができるというものでございまして、過去にそういういとまがないときとかに行っている専決処分とは性質の違うものでありますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 時間がないからではなくて、あらかじめそういう損害賠償につい

ては専決ができるのだということをおっしゃっているのだと思うのですが、自分は専決処分、これ自体、それこそ専決処分をするのであれば、議会にもあらかじめ早い段階で報告する義務があったのではないかな、報告する時間があつたのではないかなというふうに思います。昨日の議員説明会でも、例えば6月12日に発覚しましたよね。そして、支払いは1回目については7月13日、1か月後にまず請求分は支払ったと。そして、専決処分が8月11日に行われて、そしてそこから2週間後の8月25日に支払いをしているわけです。そうであれば、専決処分をしましたという情報も含めて議会なりに話す時間はあつたのではないかな、話す必要がなかったのか、その辺もう6月に発覚して支払いも済んで、自分は何を言いたいかというと、専決処分は専決処分として、それは行ったという事実はあるのですけれども、議会、自分は議会イコール町民だと思うのです。町民に対してこういうことがあつたということをや何か隠してはいないのですけれども、何か遅らせている、そういう印象が持たれるのではないかなというふうに自分は考えています。なので、例えばあえて専決にしなくても、もし時間があればある程度説明をした上で臨時会を開いてすることも可能ですし、それを今回は専決を使ったということで、自分はなるべくなら議会上での議決を経た、専決ではない方法を取るべきだつたのではないかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） 答えいたします。

ただいまのご質問は、こういう専決処分ですので、事前に議会に報告をした上で議決をするべきではないかというご質問だつたと思うのですけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、過去のそういう議会とのやりとりの中であらかじめこの自治法の第180条第1項の規定に基づきまして、議会の委任による議決によりあらかじめ指定された案件でございますので、そういうあらかじめの説明をした上でという部分での専決処分には該当しないのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今後専決処分の在り方について、いつ議会との取決めがあつたかわからないのですけれども、きちんとしたルールづくりを含めて、最終的には自治法の中のことなのですから、そういう面でも協議していく必要があるのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 私から、ただいまの関連について質問させていただきます。

今回最終的な処分の形というのは5件あって、最高が戒告処分、それから最後は文書による注意処分ということで、るる昨日説明がありました。

私のこれまでの行政経験からいうと、上司の処分、戒告処分であれば懲戒処分に当たると思うのです。それに対して、上司が口頭注意になっています。同じく、例えば注意処分、口頭注意、嚴重注意処分を受けた方がいた場合に、上司は口頭処分。例えば固定資産税の賦課誤りに対するものについては担当職員の文書注意だけというふうになっているのですが、昨日審査委員会で、懲戒審査委員会ってあると思うのですけれども、そこでどのような決め方をされたのか。私は納得がいけないのは、郵便料金の今回上がっている議案の上司の処分内容を含めて、それから副町長、町長も含めて何も処分という部分で律していないというふうな形に、これ5件も出ているわけで、それに対して町長からは何も、謝っているのは確かに謝っていますけれども、そういう自分から姿勢を正す、あるいは例えば大げさな話しすると減給なり、自分なりにするというような考えはなかったのですか。それらを含めて、この処分の仕方、関連性があるのです。職員を戒告にしておいて、上司は口頭による注意処分、同じく嚴重注意処分を受けた方も上司は口頭注意処分。一番最後に行くと、担当者だけが文書による注意処分。文書による注意処分のほうが口頭処分よりは僕は重いと思うのですが、その辺も含めてご回答願います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私自身が処分というか、そういうものを一切発言していないのではないかとございまして、おわびは申し上げたつもりでございまして、それ以上については副町長ほか集まって相談した中では今回の件についてはそこまでに至らない事案であるというふうな判断をいただきましたので、あえて私は自分についてはしないようにしました。

それから、知っている限りでいいますと、退職している課長がおりますので、そういう場面については議員おっしゃるとおり職員が文書なり処分を受けておりますけれども、相手の管理職はもう退職しているというようなことでどうしようもないといえますか、処分に該当しないというようなこともございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 先ほど議長からまとめられた部分というか、お話があったので、この後中身について、私の消防にいた行政経験の中でいうと、羽幌町と同じような懲戒処分、審査というのがあって、何回も言うのですけれども、口頭注意と文書注意では全然違うのです。仮に今言うのですけれども、だからそういうのを含めて、今後この問題について前回も実はそういう問題があったと思うのです。同じような問題があった。今回も5件繰り返されているという現状を考えると、やはり今後何らかの形で、町長出席されるかどうか分かりませんが、特別委員会なり、例えば常任委員会なり、そういうような部分でお話しできるような機会を私は要望したいというふうに考えているのですが、その辺はどうですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 先ほど言いました、私は常任委員会、特別委員会を開いていただきたいという部分については撤回したいと思います。

それも含めて、これから私の希望としてそういうような形で、私の願望でございますが、そういうような形でこの問題について今回の専決処分を含めて、今後何らかの形で思いというか、そういうのはありますので、今後私として考えていきたいと思っております。そういうことでよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） お聞きしたいのですが、今日のこの専決処分のほかに、先日朝9時から町長のほうからほか4件、計5件の報告を受けました。

それはいいのですけれども、まず私、ほかの議員もそうなのですが、昨日の新聞を見て初めて知ったわけなのです。それで、まず報道される前にやはり議会のほうに何らかの形で報告をしてほしいなど。やはり議員としても新聞見ながら、ええっ、こんなことがあったのだと思うより、やはり報道に出される前に議会のほうに私は報告されるべきではないかなと思うのです。その辺はどうでしょうか。なぜ議会のほうに報告されなくて、報道のほうに先に行ってしまったのか、その辺だけお聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 昨日も少し申し上げましたけれども、発表の段取りと申しますか、そういうものが整いましたので、この定例会の報告ということになったわけでございます。その中で、定例会に対する報道関係者との3者との記者会見と申しますか、定例会の発表

等を含めましてやりましたが、整ったのはその後でございましたので、報道関係に発表させていただきます、昨日の定例会に合わせて議員の皆さんが一堂に集まっている日ということになりますと、この定例会ということでございますので、初日の早い時間で申し訳なかったわけですが、お集まりをいただいて発表させていただいたというのが経緯でございますので、その辺のところは時間の経緯はおっしゃるとおりでございますが、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） いろいろ町長の言い分はあると思うのですが、さっき小寺議員がおっしゃっていたのは、やはりそういう報告は早めにしてほしいという意味で小寺議員言っていたと思うのです。ですから、この案件5件ですか、時間はあったと思うのです。そうしたら、今後こういう先に報道関係に知らせて、議会はその後になる可能性はなきにしもあらずですよ。それで本当によろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今申し上げましたとおり、今回はそういう流れになりましたし、前回はそういう流れだったかなと思いますけれども、今後もそういうふうに決めてあるというわけではございません。昨日も申し上げましたように、正確を期して発表しなければならないということは、まず大前提にあります。間違いは起こしてはならないのですけれども、あった以上はそれをきちんと精査して、ご報告を申し上げなければならない。その中で処分はどうであるかということも必要であります。ただ、議員皆さんにご説明するとなりますと、定例会ということか、あるいは臨時会といったお集まりをいただいている中で説明をするということが当然でございますので、この案件で特別来ていただくというようなことにはなかなかかなりづらいというふうに慣例といいますか、今までもそういう形で来ているはずでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 専決処分云々に関しては、先ほど総務課長から説明がありまして、そのとおりで認められたものですから、当然のことだと思うのですけれども、私が考えるところだと、例えば災害があつたりして早急に支払いを行わなければならないというのであれば、専決処分ということは当然の権利なのでしょうけれども、今回の不祥事として扱うものということは、これは専決で、いわゆる金額を専決するものとやはり不祥事があつたということについては、今回みたいに前日に説明して、あした専決処分しますからということでは、それは話は通らないのではないかと思います。今後もこういうことで、町長としてこういう不祥事るときはきちっと先にまず説明をして、そして専決処分をしますよということをまず議会に説明あつてしかるべきなのではないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 昨日も申し上げましたけれども、支払い遅延につきましては1、

323円でしたか、遅延利息というようなものが発生しております。これを専決で支払わないと、日々利息がかかってくると、そういうことにもなりますし、まずその案件がどのようなことであったのかということも先ほど来から申し上げているとおりに調べていくといった行為も必要でございましたので、分かった時点でこれは誠意を持ってお支払いをします。そういう中で済んだ後に精査して、議員の皆さんに報告申し上げます。また、町民の皆さんには報道を通じて発表させていただくということで今回こういう流れになったものですから、改めてご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 相手のあることです。金利もかかることですので、遅延金ですので、早く払いたい。その分を専決処分ということ、それは当然だと思っています。ただ、私こういった不祥事に関わるものについては、やはり事前に議会のほうに話があってしかるべきであったと思う話なのです。

それで、確認ですけれども、今回のことについて議会の前日まで、既に支払ったにもかかわらず専決処分にするということで、報道を見て皆さん知ったわけなのですけれども、これは前日まで議会のほうに話をしないで、先に報道関係に流したということは、これは町長の判断だということに理解していいですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、そういう流れで相談を受けたので、はいと言いましたので、私の判断といえば判断でございます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） それは、総務課から話があったのは、こういう事案が起きました、1,323円が発生しましたという相談があったのはいつ頃ですか。報告があったのはいつですか。報告があって、すぐ議会で報告しようと思わなかった。それは、総務課の判断なのか、町長の判断ですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 時期は覚えておりませんが、そういうことがあったということは担当課長から副町長に来て聞いたような気がしますし、時期については総務課長が持ってきたのもいつかは覚えておりません。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 覚えていないということは、かなり前だということですね。そう

すると、議会で報告するいとまがあったということですよ。いとまがないから専決処分にしたということなのですか。いとまがあったのですよね。知らないというのは、いつだったか。かなり前だったということです。そういう認識なのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） どの程度前だったかは覚えておりませんが、先ほど来申し上げましたように報告が上がってから調べて、精査するという時間は当然ありましたので、どの程度かは分かりませんが、前であったと思います。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 精査したものを報告があったのではないですか。当然総務課はただ言って、何も精査しないものをただ報告したわけではないのです。全て精査をして報告があったわけです。そこらいとまがないというのは変でないですかというお話をしています。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 日付についてお伺いいたしますので、7月20日に担当課長から報告を受けているようです。額について精査して分かったのが11日です。遅延利息分の確定が11日だったということでございます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 他の議員も質問しているのは、やはりそういうことで、7月ということであればやはり報道流れてから我々が知るのではなくて、こういう不祥事ですから、できるだけ早く議会に対しても報告をしてほしいと思います。それはお願いですけれども、今後町長としてはどうなさるおつもりですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 担当課からの報告等の流れによって判断したいと思いますので、できるだけご意見に沿うような形ではやりたいと思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（森 淳君） 日程第5、報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めるものであります。

令和2年9月9日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率であります。①の実質赤字比率につきましては一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率となりますが、羽幌町は黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

②の連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となりますが、これについても黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

③の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及びこれに準ずる償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年度の平均値となりますが、11.0%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

④の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金や将来支出の可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したものであります。12.2%となっており、早期健全化基準の350%を下回っております。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることを表しております。

2の公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、①の水道事業会計、②、簡易水道事業特別会計、③、下水道事業特別会計、④、港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることを表しております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第54号

○議長(森 淳君) 日程第6、議案第54号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第54号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年9月9日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ですが、その法律第9条第2項における条例で定める独自利用事務として乳幼児等医療費の支給に関する条例による乳幼児等医療費の支給に関する事務を規定しておりますが、その事務の個人番号の利用範囲に地方税関係情報を加えるため、改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

1 ページ目をお開きください。別表第2の1の項、乳幼児等医療費の支給に関する条例による乳幼児等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるものの事務の特定個人情報の欄で2 ページ目を御覧いただきたいのですが、第5号といたしまして、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるものを新たに加えるものであります。

続きまして、3 ページ目から4 ページ目にかけて別表第2の2の項、特定個人情報の欄、第6号を先ほどの改正によりまして地方税関係情報であって規則で定めるものに改めるものでございます。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第54号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第55号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第55号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和2年9月9日提出、羽幌町長。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、中低所得層の保険税負担が増大しないよう課税限度額を引き上げるため、改正しようとするものであります。

羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

条文を読み上げますが、別途お配りしております議案第55号 羽幌町国民健康保険税条例新旧対照表につきましても併せて御覧願います。左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

それでは、条文を読み上げます。第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の羽幌町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が改正条文であります。今回の改正により課税限度額は現行の96万円から99万円に引き上げられることとなります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第55号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第56号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第56号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第56号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和2年9月9日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る

ための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正内容は、子ども・子育て支援法の第43条第3項が項の繰上げにより第2項に改正されましたことから、本条例の第2条第23号の特定地域型保育事業の定義に引用しております法律第43条第3項を法律第43条第2項に改正しようとするものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第56号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第57号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第57号 羽幌町医師研究

資金等貸与条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和2年9月9日提出、羽幌町長。

提案理由であります。令和2年度をもって終了となる現制度につきまして、制度の延長をすることにより医師確保に寄与する体制を継続し、さらなる医師の資質向上及び確保と医療の充実を図るため改正しようとするものであります。

それでは、改正文を朗読いたします。

羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例。

羽幌町医師研究資金等貸与条例（平成22年羽幌町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第57号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号～議案第60号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第58号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第11、議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第12、議案第60号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） それでは、ただいま上程されました議案第58号から第60号まで、3件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第58号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和2年9月9日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております非常勤職員等に対する公務災害補償の事務を行っている組合でございます。今般当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、別紙で説明資料としてお配りしております規約の新旧対照表を御覧ください。表紙をめくっていただいた2ページ目でございます。表の右側が現行の規約で左側が改正案となっております。

別表第1としてこの組合を組織する地方公共団体が、別表第2として共同処理する団体が記載されておりますが、下線を引いております「、札幌広域圏組合」、「、山越郡衛生処理組合」、「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を解散、脱退によりそれぞれ削り、併せて別表第1の左の欄にあります石狩振興局内の団体数「(12)」を「(11)」に、渡島総合振興局内の団体数「(16)」を「(15)」に、空知総合振興局内の団体数「(32)」を「(31)」に改めるものであります。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で議案第58号を終わります。次に議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和2年9月9日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております職員の退職手当の支給に関する事務を行っている組合でございます。当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、説明資料の3ページ目を御覧いただきたいと思います。別表の(2)には、この組合を構成する一部事務組合及び広域連合が記載されておりますが、下線を引いております山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の解散、脱退により削るものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第59号を終わります。次に議案第60号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和2年9月9日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております町村議会議員に対する公務災害補償の事務を行っている組合でありまして、当該組合理約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、説明資料の4ページ目を御覧いただきたいと思います。別表第1には、この組合を構成する町村及び一部事務組合が記載されておりますが、下線を引いております山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合を解散、脱退により削るものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上が議案第58号、議案第59号、議案第60号についてのご説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第58号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について質疑を行います。

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第61号～議案第64号

○議長(森 淳君) 日程第13、議案第61号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算(第9号)、日程第14、議案第62号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第15、議案第63号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第16、議案第64号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,131万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,748万7,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出で2款総務費、財産管理費において財政調整基金積立金1,526万1,000円の増額は、地方財政法に基づく前年度余剰金の2分の1を下らない金額を基金に積み立てるものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において償還金利子及び割引料297万6,000円の増額は、前年度分給付費等の確定に伴い国及び道負担金を返還するものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において中山間地域等直接支払事業交付金223万5,000円の増額は、対象面積の増加及び生産性向上を図る取組に対する加算によるものであります。

次に、7款商工費、観光費においてサンセットビーチ運営事業852万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためサンセットビーチの開設を見送ったことによるものであります。

次に、8款土木費、道路維持費において備品購入費3,461万円の減額は、国庫補助不採択により除雪車両1台分の購入を見送ったことによるものであります。

歳入につきましては、各事業に係る特定財源が増減しているほか、財源調整として財政調整基金繰入金を3,552万1,000円減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ66万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,316万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免により過年度分保険税の還付金が不足する見込みから増額するものであり、財源につきましては前年度繰越金を充てております。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,920万円とするものであります。

補正をいたします内容は、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免により、先ほどの国民健康保険事業特別会計と同様、過年度分保険料の還付金が不足する見込みから増額するものであり、財源につきましては後期高齢者医療広域連合からの負担金を充てております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ991万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,691万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、前年度分介護保険給付費等の確定に伴い公費負担分等の返還

金を増額するものであり、財源につきましては支払基金交付金及び前年度繰越金を充てております。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の14ページをお開き願います。1款議会費において議員報酬117万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大による状況を鑑み、町民等への支援に対する財源の一助とするため、令和2年第5回定例会において可決された羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に基づき、令和2年7月1日から11月30日までの議員報酬を一律10%減額することによるものであります。

次に、2款総務費、一般管理費において電算システム導入委託料24万2,000円の増額は、パソコン端末更新に伴う戸籍システムの文字データ連携再構築を行うものであり、事務用機器購入費199万7,000円の減額は入札執行によるものであります。また、漂着木造船回収処理事業については、当該事業に対し道補助金が交付決定されたことから財源更正を行っております。

15ページを御覧願います。財産管理費において減債基金積立金200万円の増額は、保有する優先株の一部について発行元が特約に基づき買い戻すことにより発生する収入額相当分を基金に積み立てるものであります。

同じく企画費において国際交流事業補助金15万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業が中止となったことによるものであります。

16ページをお開き願います。自治振興費において離島航路利用促進事業補助金30万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減便により高速船料金3割引事業を中止したことによるものであります。

同じく税務管理費において町税収入払戻金72万4,000円の増額は、法人町民税の確定申告の結果、前年度中に予定申告により納付した金額が過納となり、還付が必要となる件数が増加していることによるものであります。

17ページを御覧願います。3款民生費、社会福祉費において離島地区児童等発達支援助成金25万6,000円の増額は、留萌中部地域子ども発達支援センターが実施する発達支援事業に参加する離島地区の児童及び保護者に対し宿泊費等の一部を助成するものであります。

18ページをお開き願います。児童福祉費において償還金利子及び割引料102万1,000円の増額は、子育て支援対策事業に係る前年度の国庫補助金及び道補助金の額確定による返還金であります。

同じく児童措置費において委託料24万2,000円の増額は、児童手当制度における

副本登録の運用ルールの変更に伴い児童手当副本登録内容に係るシステム改修を行うものであり、償還金利子及び割引料61万7,000円の増額は児童手当給付に係る前年度の国庫負担金の額確定による返還金であります。

19ページを御覧願います。4款衛生費、保健衛生費の補正は、地域福祉の増進に対する活用を希望され、本年6月に受納した寄附金について、町民や医療機関等へのマスク等配布事業に活用させていただくこととしたため財源更正するものであります。

同じく環境衛生費の補正は、環境基本計画推進事業の一環として実施している生物多様性保全推進支援事業に対しいきいきふるさと推進事業助成金が交付決定されたことに伴う財源更正であります。

20ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費において商工青年部地域活性化事業補助金58万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため綱引き大会及び盆踊り大会が中止となったことによるものであり、休業要請協力金100万円の増額は支給対象となる北海道の休業要請に協力した事業者について当初把握事業者数を上回ったことによるものであります。

21ページを御覧願います。観光費においてサンセットビーチ施設管理事業、総額39万1,000円の減額は、入札執行等によるものであり、ビーチバレーボール大会事業補助金39万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためサンセットビーチの開設を見送ったことに伴い事業が中止となったことによるものであります。また、バラ園運営事業、総額14万3,000円の増額は、冬期間の道の駅駐車場の除雪をバラ園管理人等で実施するため必要な講習を受講するための費用であります。

22ページをお開き願います。8款土木費、港湾管理費の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大により甚大な影響を受けている漁業者等に対し港湾使用料を免除したことに伴う財源更正であります。

23ページを御覧願います。9款消防費において北留萌消防組合負担金98万6,000円の増額は、現在使用されていない曙地区防火貯水槽を撤去するための費用であり、同じく138万8,000円の増額は新型コロナウイルス感染症防止対策として北留萌消防組合消防署で所有している救急車へ感染予防隔離壁を取り付けるための費用であります。

次に、10款教育費、社会教育費において総額171万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため町民芸術祭及び芸術鑑賞・講演事業を中止したことによるものであります。

24ページをお開き願います。体育振興費においてスポーツ振興補助金84万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためおろちゃんマラソン大会が中止となったことによるものであります。同じく体育施設費において修繕料28万8,000円の増額は、経年劣化により破損した総合体育館屋上の天窓を補修するものであります。

25ページを御覧願います。13款諸支出金、職員給与費の補正は、市町村振興宝くじ市町村交付金の交付決定を受けたことから、対象経費である外国語指導助手に係る人件費

を財源更正するものであります。

26ページにつきましては、給与費明細書となっております。御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計並びに介護保険事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして私からの説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごと歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第61号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、質問します。

22ページの土木費、先ほど町長の説明で除雪車を購入しなかったのが、3,461万の減額補正ということで伺ったのですけれども、当初予算では必要であって予算査定したのですけれども、購入しなかった、できなかった要因をまず説明してください。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えします。

理由といたしましては、国庫補助不採択となったため、車両でいうとダンプ7トン級の車両購入を取りやめたことになっております。

なお、取りやめた車両につきましては、点検等をしていき、利用していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） その後も聞こうと思ったのです。それを購入しないがために、冬に向けて町民生活が困るのではないかなと思ったのですが、今の説明でいうと、今使っているものを補修して使っていくというふうな認識はしたのですが、本当に必要であれば、国の補助がなくても一般財源のみでいく場合も今までありましたけれども、きっと来年以降もやっぱりこの除雪車については必要になっていくという認識でいいのでしょうか。来年以降も補助が決まる前に申請していく。予算時期でもこれに関しては補助がなくなったらやりませんよという説明はなく、あくまでもこれは必要なので、購入したいという説明だったと思うのです。その辺は来年以降も必要なことなのでしょうか。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えします。

車両につきましては、経過年数及び車両の状態を見ながら、その都度必要であれば予算要求していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 一応再度確認なのですがけれども、不採択になった時期はいつだったのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） 今ここでは正確な日付がお答えできないのですが、例年5月から6月の春先に交付決定の通知が来るようになっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 例えば5月に来たのであれば、5月補正でもよかったのではないかな。この時期に、9月に減額補正したのは、まだ何か方法があって、購入をまだ諦めていなかったのか、それとも事務的な手続上、今の補正になったのか、そこはいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えします。

これにつきましては、ほかの事業、道路の補修、また今年におきましてはロータリーの除雪車も要望しておりまして、その決定の金額に基づいてどのような整理をしていくか検討することにしてあり、それがありましたので、補正時期は今の時期となりました。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号

○議長(森 淳君) 日程第17、同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町栄町89番地の42、氏名、長谷川一志、生年月日、昭和25年2月9日生まれ、70歳。

現委員であります長谷川一志氏が令和2年9月27日付をもちまして任期満了となりますことから、氏の人格、識見から引き続き税務行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町固定資産評価審査委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長(森 淳君) これから同意第4号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第8号

○議長(森 淳君) 日程第18、認定第1号 令和元年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第2号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第3号 令和元年度羽幌町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第4号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第5号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第6号 令和元年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第7号 令和元年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第8号 令和元年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第26、発議第8号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和元年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要をご説明申し上げます。

資料につきましては、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。一般会計では、歳入決算額64億3,604万4,226円、歳出決算額64億230万7,129円、差引き剰余金3,373万7,097円となっております。

では、初めに歳入の主なものについてご説明いたします。歳入の約5割を占める地方交付税は約30億2,227万円、前年度対比134万円の微増となっており、単位費用の増額が主なものであります。町税については約7億1,874万円、前年度対比987万円、1.4%の増となっており、固定資産税の増額が主なものであります。国庫支出金は教員住宅建設事業などで約4,654万円の増額、道支出金は漁業振興施設整備事業などで約2,950万円の減額となっております。歳入決算額では約64億3,604万円となり、前年度対比1億5,381万円、2.4%の増となっております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で約8億4,969万円、前年度対比5,209万円の増となっておりますが、事業の完了などにより減少したものは、産業廃棄物物理処理場適正化事業、漁業振興施設整備事業、羽幌小学校改築事業、公民館施設管理事業として大ホール舞台照明調光盤、照明器具更新工事などであり、一方、増加したものはサンセットプラザ施設管理事業として送迎用バス購入、教員住宅建設事業、スポーツ公園施設管理事業として排水設備改修工事、武道館建て替え事業などが主なものであります。人件費は10億7,296万円、前年度対比988万円の増、公債費は約8億5,678万円、前年度対比2,085万円の増となっております。歳出決算額では約64億231万円となり、前年度対比1億6,310万円、2.6%の増となっております。

次に、特別会計であります。担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略させていただきます。

続きまして、水道事業会計をご説明いたします。収益的収支の収入では、給水人口の減少はあったものの営業用及び工業用の使用水量の大幅な増により有収水量が4.7%の増

となり、30年度と営業収益を比べますと764万3,660円の増額となっております。一方、支出においても営業費用において配水及び給水費における工事請負費の増などにより支出全体で2,246万1,308円の増額となり、結果損益計算書では3,618万6,408円の純利益が生じたところであります。資本的支出では、低区第2配水池防水塗装工事など建設改良費で4,942万2,600円、企業債償還金が5,566万1,813円で、支出総額は1億508万4,413円となっております。これに対して収入がありませんので、不足額の全額につきましては減債積立金及び留保資金等で補填したものであります。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は85.4%であり、前年度より1.2ポイント減少しており、物件費や維持補修費などの減少が主なものであります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、このたびの議会に報告しているとおりであります。実質公債費比率については11.0%、将来負担比率は12.2%といずれも早期健全化基準を下回り、財政状況は健全であることを示しているものであります。

以上、令和元年度各会計の決算概要をご説明いたしましたが、内閣府の月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られるとされているものの、感染拡大は終息の兆しが見えず、地方の経済は厳しさが増していることから、今後も羽幌町総合振興計画などを基に計画的かつ効果的な行財政運営を推進し、住民サービスの向上や地域経済の活性化を増進するとともに、新たな行政需要など情勢の変化にも的確に対応できるよう将来を見据えた健全財政の堅持に努めてまいりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、発議第8号の提案理由は、令和元年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第8号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に4番、阿部和也君、副委員長に1番、金木直文君と決定したので、報告します。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月11日まで休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月11日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催します。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

（午前11時53分）